

#### 4) 特別採捕したアユの飼育試験

酒井明久・孝橋賢一・二宮浩司・山本充孝

【目的】滋賀県漁業調整規則によって8月11日から11月20日までアユの採捕が禁止されているが、漁期の早期化の可能性を調べるため平成11年度は11月16日から20日までの期間中、特別採捕によってアユ漁が操業された。そこで、特別採捕期間中と通常漁期のアユについて、漁獲サイズや飼育成績を比較した。

【方法】11月17日から12月11日までの期間に琵琶湖一円のエリで漁獲されたアユ、20標本について、各50尾の体重を測定し各標本の平均体重を求めた。また、11月19日（特別採捕期間、以下「特採区」）と11月22日（通常漁期、以下「通常区」）に漁獲されたアユについて、30日間の飼育試験を行った。特採区と通常区のアユは、漁獲後直ちに水産試験場の屋内飼育池（水量5トン）にそれぞれ約6kg（17,000～19,000尾）収容して、18℃の地下水で飼育した。冷水病の発生を確認するため、試験期間中は加温処理および薬剤の投与は行わなかった。

【結果】11月16日から18日は荒天のため出漁できる地域が限られ、漁獲量は非常に少なかった。11月17日から12月11日に漁獲されたアユの平均体重を図1に示した。特別採捕期間中のアユの平均体重は、通常漁期のそれと比べてバラツキが大きく、0.6g以上のアユも漁獲されているが、これらの漁獲量は非常に少なかった。

飼育試験では、特採区、通常区ともに池入れ後18日目からへい死が増加し、30日目の生残率は特採区で60%、通常区で85%であった（図2）。特採区、通常区ともにごく一部のへい死魚の中に冷水病特有の症状がみられ、細菌検査では冷水病原因菌が検出された。しかし、へい死魚の大部分の検体からは、冷水病とは異なるエロモナス属細菌や白色微小コロニーを形成する細菌（未同定）が分離された。30日目の生残率では特採区と通常区で差が認められたが、どちらも池入れ後の冷水病の発生は例年より遅く、かつ軽微であり、病気の出方に両者で違いはないように考えられた。

